

令和6年11月29日開催の第4回親会において、スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ（SPSI）について、今後の課題（WG報告書第3章）とされた、SPSIの対象スコープに関する課題のほか、パブリックコメントにおいて寄せられた意見を踏まえ、今後、以下の事項について検討を深めることとされた。

（１）SPSIの対象スコープ

①デバイス

スマートフォンとそれ以外のデバイスにおける利用者情報の取扱いについて、どのような点が共通し、又は異なるか等について調査等を行った上で対象スコープを議論すべきではないか。

②ウェブサイト

アプリケーションとウェブサイトとで取得する利用者情報の取扱いに差異があるか等について調査等を行い、関係事業者やウェブサイト運営者に対する説明やヒアリング等の必要な対応を行った上で、ウェブサイトを対象とするべきか検討すべきではないか。

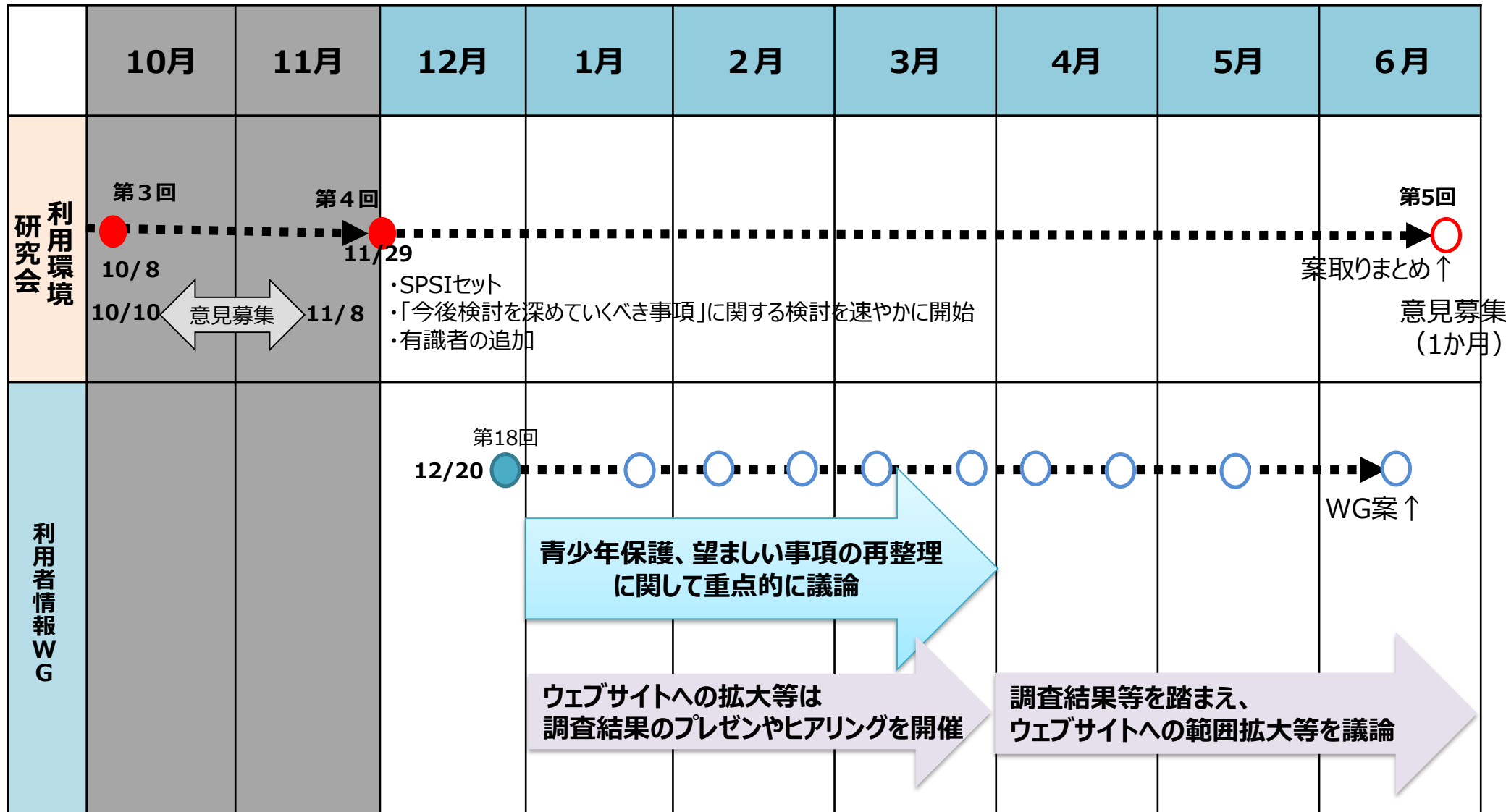
（２）青少年保護

スマートフォンの低年齢からの利用が進んでおり、こどもの発達段階に対応した配慮を要することから、青少年保護の観点から取り組むべき事項、望ましい事項について検討すべきではないか。

（３）位置づけ

SPSIは、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載しているところ、その望ましいとされる度合いについて整理して構造的に示すことを検討すべきではないか。

想定スケジュール(イメージ)



※ 公取委「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」と適宜連携

想定されるヒアリング先

○ 青少年保護、望ましい事項の再整理

- ・ スマホアプリ提供者
- ・ スマホアプリストア運営者

○ SPSIの対象スコープ（ウェブサイトへの拡大等）

- ・ 業界団体
- ・ ウェブサイト運営者
- ・ 経済団体